

令和7年度第3回
札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2026年3月30日（月）9時00分開会
場 所：札幌市役所12階 大会議室1～3号大会議室

1. 開 会

○事務局（渡邊地域連携課長） 定刻まで、あと数分ございますけれども、皆様おそろいですので、令和7年度第3回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

会議冒頭の進行を務めます、子ども未来局児童相談所地域連携課長の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に3点ご連絡がございます。

まず、会議の公開についてです。

この会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づき、公開で実施することとしており、会場に傍聴席を設けておりますが、議題5については、その審議内容から非公開とさせていただきたく、後ほどお諮りいたします。

それから2点目、委員の出欠状況です。

本日は全員に会場にご出席いただいております。過半数の出席がありますので、会議が成立することをご報告いたします。

それから資料ですけれども、本日の資料については、あらかじめ皆様にEメールまたは郵送でお送りしておりますのでご確認ください。

それでは、早速審議に移ります。ここからの進行は加藤部会長にお願いいたします。

2. 議 題

○加藤部会長 おはようございます。北海道大学の加藤です。今日は進行を務めさせていただきます。

それでは、一つ目の議題、報告事項、令和7年度札幌市児童虐待防止対策推進本部会議の開催について、事務局から説明をよろしくお願ひします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 皆様おはようございます。子ども企画課の二渡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、まず議題の1、令和7年度札幌市児童虐待防止対策推進本部会議の開催について、ご説明をさせていただきます。

札幌市では、令和2年に児童虐待防止対策推進本部会議を設置いたしまして、令和元年に発生いたしました虐待死亡事案の検証報告書の提言に対する取組状況について、毎年報告、議論いたしまして、全庁的に虐待防止に係る対策を推進しているところでございます。

会議での報告内容につきましては、本児童福祉部会へも報告することとしてございまして、今年度につきましては、昨年11月に会議を開催いたしましたため、その内容について報告をするものになってございます。

皆様にお配りしております資料の1-1から1-6は、そのときの会議の資料でございます。

本日は時間も限られてございますので、このうち、資料1-4、そして資料1-5につきまして、児童相談所及び東部児童相談所からご説明をさせていただきたいと存じます。

○事務局（渡邊地域連携課長） それでは、改めまして児童相談所地域連携課長の渡邊です。私から、資料1-4の区及び児童相談所職員の実践研修等の取組についてご説明いたします。

概要ですが、児童虐待相談対応件数の増加を踏まえ、職員の実践力を高めることや、組織としての適切なリスクアセスメントを目的に実地研修等を実施しております。

2番の実地研修等の内容に、令和7年度に取り組んだ四つの研修等を記載しております。

(1) 区職員の児童虐待対応に係る実地研修は、区健康・子ども課職員が、虐待対応の最前線である児童相談所の緊急対応課で、通告受理から初期調査に至るプロセスを実際に体験しました。

(2) 区保健福祉部管理職向け研修は、組織的なリスクアセスメントの知見共有、区と児童相談所の相互理解と連携強化のための研修を全3回実施しました。研修の内容は、米印に記載したとおりです。これに加えまして、区の医師職に対しては、児童相談所医師職による研修を実施しております。

右側の(3)番、児童相談所職員の母子保健に係る実地研修等は、児童相談所の職員が区の保健センターで乳幼児健診やカンファレンスを見学するなど、母子保健の視点と業務の実際を

学んでおります。

(4) 区職員の児童相談所定例会議への参加は、区健康・子ども課の職員が児童相談所の援助方針会議等に参加し、多面的、多角的なリスクアセスメントや援助方針の決定プロセスへの理解を深めております。

最後に、3、実地研修等の実施状況についてご説明いたします。

本部会議を開催した時点の資料、11月の開催でしたので、(1)番に10月末時点の実施状況を記載しております。

今後の取組等についてですけれども、実地研修については、日によって取り扱う案件の数や内容に差異が生じてしまいますので、幅広い案件に触れることができるよう、今後もこういった取組を継続していきたいと考えております。

また、法医学を専門とする大学教授を講師として招聘し、法医学分野に関する職員研修を12月19日に実施したところであります。

資料1-4の説明は以上です。

○事務局(森岡東部家庭支援課長) 東部児童相談所家庭支援課長の森岡でございます。

続きまして、資料1-5、東部児童相談所開設後の二所運営体制及び地域関係機関との連携についてご説明させていただきます。そちらの資料をまずご覧ください。

まず一つ目に、東部児童相談所開設後の二所運営体制についてですが、双方の児童相談所の所管区、管轄区域の人口等を表にまとめております。

二所間による連携状況についてなのですが、医師職、教員、保健師は各所に配置しております。緊急対応部門における部長職、北海道警察からの派遣による課長職、弁護士の課長職はそれぞれ1名であるため、双方の児童相談所へシフト勤務を行っておりますが、定例会議や緊急時の会議はオンラインで参加することで、専門的相談支援体制を常時確保しております。

夜間・休日につきましては、双方の児童相談所職員が連携してシフト体制を構築し、施設利用については、一時保護所の入所状況を踏まえた調整や司法面接室等の相互共有を行っております。

次に、中段になりますけれども、2、関係部署・地域関係機関等との連携に関する取組の現状について説明させていただきます。

東部児童相談所開設後の新たな取組は2点あります。

1点目は、地域住民と連携基盤づくりで、開設に当たって所管4区の連合町内会、民児協との対話に加え、内覧会へ幅広い関係者を招き、地域への理解促進を図りました。

2点目につきましては、大学との連携で、所管地域に社会福祉・心理系の大学4校、最近札幌大学を加えた5校ということになっておりますけれども、それらが集中している地の利を生かし、実習の受入れや、一時保護所の補助職員として採用するなど人材確保に取り組んでまいっております。

あとその中段の関係部署・関係機関との連携に関する取組につきましては、主に既存のものなのですが、関係部署・関係機関との連携に関する取組を資料に記載しておりますのでご覧ください。

最後、下段にあります、3、今後の取組方針ですが、一番右に記載した両児童相談所共通の方針として、両所それぞれの強みを生かしながら連携し、双方で情報共有を行うことで高い水準で業務平準化を図っていく。

実践的な研修等を通じて児童相談所のノウハウを積極的に伝達することで、関係機関全体として専門性を図る。

あとは東部児童相談所の開設による効果を検証し、児童相談体制のさらなる強化に向けた検討を続けていくということとしております。これらのことを今後の取組方針としております。

私からの説明は以上となります。

○事務局(二渡子ども企画課長) これらの報告、議論を踏まえまして、本部長である市長からは、資料1-6のとおり、本部長からの指示事項が出ているところでございます。

こちらにも記載してございますとおり、これまで取り組んできた職員の専門性向上のための人材育成、そして地域の関係機関との顔の見える関係づくりを一層進めていくこと。また、虐

待を未然に防ぐため、若年女性への支援や予期せぬ妊娠をしてしまった方への支援などの取組についても、検討を進めていくということを本部長から指示を受けているところでございます。

これを受けまして、今後も札幌市といたしましては、児童虐待防止に向け様々な取組を進めていきたいと考えてございます。

議題の1については以上でございます。

○加藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○箭原委員 一時保護とかの人数とか、もう稼働しているのでしょうか。

○事務局（森岡東部家庭支援課長） 東部児童相談所のことでよろしいですかね。既に稼働しておりまして、稼働率としては、10月からこの3月までで約90%ということになっております。

○加藤部会長 よろしいでしょうか。

そのほか、質問、ご意見ありますか。

○河内委員 実践研修の取組についてですけれども、見ていると知識を高めていくような、いわゆる見学をするとか、講義を受けるということが主たるものになっているのかなと思っています。いわゆるO f f - J Tと呼ばれるものかなと思うのですけれども、O J T型式でやるというところで知識と実践、そしてその実践を振り返るスーパービジョンみたいな体制というところが職員育成、特に専門性を担保しなければいけない児童相談所の職員の方々には必要なのかなと。心理職も、福祉職もそうでしょうけれども。その辺り、どういうふうに行われているのかをお聞きしたいなと思いました。

○事務局（渡邊地域連携課長） ありがとうございます。

実践研修というところでいいますと、7年度の取組でいうと、区の職員が児童相談所の援助方針会議に参加して、そこで児童相談所の職員がどのようなプロセスを経て、どのような観点でアセスメントを行っているかということを実地で学んでもらうということをやっております。これは次年度以降も続けていきたいと考えております。

もう1点、これも資料で説明したように、区の職員が緊急対応課に出てきて、まさにその、O J Tとはちょっと違うかもしれませんが、虐待通告を受けたときに児童相談所の職員がどのような情報収集をしているか、また実地にどのように調査に行っているかというものに同行して、虐待対応の現場を学ぶということもやっておりますので、そういったことを今後続けながら実践力を高めていきたいと考えております。

○河内委員 ありがとうございます。

実際にやらせてみて、フィードバックする機会というのがあったり、そこがないとなかなか実践力ってついていかないのかなと思うのですけれども。

○事務局（渡邊地域連携課長） ありがとうございます。

次年度そのようなところも重点的にやっっていこうと思います。

○加藤部会長 そのほかいかがでしょうか。

箭原委員お願いします。

○箭原委員 アセスメントシートを、昔ということはないのですけれども、五、六年前に作って、作成してもらって、それをみんなで共有してというのがあったのですけれども、その共有がどこまで進んでいるのか、そのアセスメントシートに沿っていろいろな会議、集まるようになってきているのか、その辺の報告があまりこちらまで上がっていないような気がするのですけれども。

○事務局（森岡東部家庭支援課長） 東部児童相談所の家庭支援課長の森岡です。私の方で答えいたします。

実際、アセスメントシートは活用しております。というのは、例えばその一時保護所の解除であったりだとか、施設から地域に戻りますよというとき、関係機関とのつながりというのが必ず必要となるものですから、その際は、以前作っていただいたアセスメントシートを使って、皆さんで情報共有しながらやるということも、必ずこれをやるように徹底しております。

○加藤部会長 そのほかいかがですか。

○赤坂委員 この議論に私、携わっていないくて、申し訳ない意見とか質問になるかもしれませんが、児童相談所という枠と、あと児家セン、家児相というか、こども家庭センターの枠で研修するということは了解したのですけれども、虐待の疑われる事案を取り上げるということで、今、私、児家センにちょっと携わっていますけれども、なかなかそこから声を上げていかないと虐待が疑われる事案って出てこないような気がしています。

それで、実際に担当する職員とかと話す機会も結構多いのですけれども、やっぱりそれが虐待を疑うサインなのかどうなのかということが十分、地域のそういったアウトリーチをしていって、そこから取り上げていくような機関として十分自信持って対応できていないという状態もありますし、要対協のケース検討会議が開かれる中でも、勇気を振り絞ってケース検討会議を開いてくださいと言うと、ほかの機関、学校ですとかほかの携わった機関も、それはちょっと心配でしたみたいな話になってくるというような状況があったりとかするのがこの1年間経験してきたもので、そういったことを考えていくと、早期発見の段階は、ひょっとしたらもう虐待防止法できて、もう時間がたっていて、もう当たり前だという話にはなっているかもしれませんが、そういった部分のローラーをかけていくというか、長期的にどうということが虐待を疑われるのだとか、そういったことを外側にいる関係機関に対して発信していくような研修的な仕組みですとか、そういったことがあるとありがたいなと思って今回の資料を読んでいます。

以上です。

○事務局（渡邊地域連携課長） ご意見ありがとうございます。

いろいろな機会を通じて関係機関の皆様にも、どういう場合に虐待を疑われるかということに関しては引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

○加藤部会長 続きまして北川委員をお願いします。

○北川委員 東部児相に質問なのですけれども、比較的、地域との連携やネットワークを大切にしているということなのですけれども、具体的にどのようなネットワークを行って、今の時点ではまだ始まったばかりなのですけれども行おうとしていて、こんなふうな絵姿になったらいいなと思われているのかということをお教えください。

○事務局（森岡東部家庭支援課長） 東部児童相談所の森岡です。私の方で回答させていただきます。

実際の取組としてなのですけれども、まだ先行して豊平区を中心に始めているところなのですけれども、児童家庭支援センターだとか、あと区役所の家庭児童相談室だとか、そういったところと事例を通じた検討というところを、要対協でも既にやっているところはあるのですけれども、それをさらにもっと頻度高くやっついこうというところも考えておりますし、あとは、例えば沖縄だとか地域円卓会議という形でやっているところの話も聞いておりますので、そういった先行事例を取り入れながら、児童委員とかそういった関係機関を巻き込みながら、その地域全体で支えていけるような仕組みというのを、来年度にかけてじっくり組み立てていきたいと考えております。

○北川委員 ありがとうございます。

今、赤坂委員もおっしゃっていましたが、虐待の未然防止というところでは、意外と見えないところがいっぱいあるという中では、保育園等の子どもたちの姿とか親御さんたちとか、学校の連携とか非常に大事だと思いますのでよろしくをお願いします。

○事務局（森岡東部家庭支援課長） ありがとうございます。

○加藤部会長 そのほかご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

最後に一言自分から言わせてもらいたいのですけれども、この検討って、令和元年の死亡事例に基づいて行われていると思うので、やはりそのときの課題が何だったかとだんだん忘れられてしまうかもしれないので、できれば会議の中で、どこが課題で、それがどのようにクリアされているのか、その上で今回の報告があると思うのですけれども、忘れないためにも、何が課題だったかということをお次回以降明示していただけるとありがたいかなと思います。

それでは、これで議題1を終了したいと思います。

続きまして、助産施設の認可についての報告をお願いいたします。

○事務局（加藤子育て支援課長） 子育て支援課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

します。私の方からは、議題2、助産施設の認可等についてご報告いたします。資料の2をご覧ください。

この4月に新たに助産施設を認可することとなりましたので、そのご報告でございます。

まず資料の1、助産施設の目的をご覧ください。

助産施設は、児童福祉法第36条に基づきまして、経済的な理由により入院して助産を受けることができない妊産婦の方に対し、安全で衛生的な出産を保障し、児童の健全な育成を図ることを目的として設置しているものでございます。主に生活保護世帯の方、また非課税世帯の方々を中心にご利用いただいているところでございます。

次に、2の新規認可と廃止の経緯についてご説明いたします。

このたび市内の助産施設の一つでございます、白石区の勤医協札幌病院にあります産婦人科が、医療機能の再編に伴いまして移転することとなりました。これに伴いまして、令和8年3月31日をもって同病院の助産施設を廃止いたします。

一方で、現在の入院助産体制を維持するため、その移転先となります東区の勤医協中央病院を、令和8年4月1日付で新たに助産施設として認可するものでございます。

認可に向けましては、既に書類審査及び現地検査を実施しまして、本市の審査基準に適合していることを確認しております。

続きまして、資料の下部、施設の一覧をご覧ください。

現在、札幌市内には六つの助産施設がございます。合計14名分の定員を確保しているところでございます。令和8年4月1日以降は廃止される勤医協札幌病院と同じ定員4名で勤医協中央病院を認可いたしますので、市全体としての定員数や受入れ体制はこれまでどおり維持されることとなります。

最後にご参考までですけれども、助産制度の利用実績をご紹介します。

ここ数年、横ばいの利用実績となっております。今年度2月末時点で115人。内訳としましては、生活保護世帯の方が84人、非課税世帯が31人という仕分けとなっております。主に区役所保護課のケースワーカーや、保健センターの保健師からの紹介によりご利用につながっているという状況でございます。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

○加藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見のある方、よろしくお願ひします。

それでは、ご質問、ご意見がないようなので、これで議題2を終了させていただきます。

続きまして三つ目の議題、審議事項になります。児童福祉施設の施設整備計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（渡邊地域連携課長） 児童相談所地域連携課長の渡邊です。

それでは議題3ですね。児童福祉施設の整備計画についてご説明いたします。

札幌市が実施しております児童福祉施設整備に関する補助事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金という国庫補助を活用しております。国庫補助を受けて施設整備を行う場合は、国の通知により地方社会福祉審議会等において審査することが求められております。札幌市では、この取扱いを札幌市民間社会福祉施設等整備事業選定事務取扱要領に定めておまして、施設整備法人からの協議内容等を所管部、私どもの方で事前審査し、その結果について児童福祉部会で承認を得ることとしております。

このたび、令和8年度に予定しております、2法人、2件の施設整備についての事前審査結果を議案として提出しますのでご審議をお願いいたします。

まず初めに、社会福祉法人扶桑苑が創設する柏葉荘分園型小規模グループケアからご説明いたします。資料3-1ですね。

施設の概要ですけれども、資料3-1の1から4に記載しておりますとおり、北区篠路2条9丁目の柏葉荘本園に隣接している札幌市所有の土地を賃借して新築するもので、6人定員の分園型小規模グループケアです。なお、同施設には、ショートステイ用の居室も整備する予定です。

整備費については、5の資金計画に記載しておりますとおり、総額7,800万円を想定しており、この財源として、札幌市からの補助金が約6,000万円、設置者の自己資金として

約1,800万円を計上しております。

次に、6の事業実績について。

扶桑苑は、市内に児童養護施設1か所、地域小規模児童養護施設6か所、児童家庭支援センター1か所を設置・運営しています。いずれの施設も運営状況は良好であり、本市が行う施設指導監査では、過去3年間の文書指摘事項はなく、適正に事務が処理されております。

以上が、扶桑苑の整備計画についての説明です。

この整備計画については、本市で定めている審査基準に基づき、事前審査を行った結果、全ての項目で審査基準を満たしていると判断しております。

次に、資料3-3ですね。社会福祉法人羊ヶ丘養護園が改築整備する地域小規模児童養護施設、白樺についてご説明いたします。

施設の概要についてですけれども、資料3の1から4までに記載のとおり、豊平区月寒東4条17丁目の、現在、同施設がある土地で改築整備するもので、6人定員の地域小規模児童養護施設です。

整備費については、5の資金計画に記載のとおり、総額9,470万5,000円を想定しており、この財源として、札幌市からの補助金が約5,500万円、設置者の自己資金として約4,000万円を計上しております。

次に、6の事業実績について、羊ヶ丘養護園は、児童養護施設1か所、地域小規模児童養護施設2か所、児童家庭支援センター1か所を設置・運営しております。いずれの施設も運営状況は良好であり、本市が行う施設指導監査では、過去3年間の文書指摘事項はなく、適正に事務が処理されております。

以上が、羊ヶ丘養護園の整備計画についての説明です。

この整備計画について、本市が定めている審査基準に基づき事前審査を行った結果、全ての項目で審査基準を満たしているものと判断しております。

児童福祉施設の整備計画、2件についての説明は以上であります。

令和8年度に予定をしております、この2件の整備計画についてご審議をお願いいたします。

○加藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご議論、ご質問よろしく願いいたします。

北川委員 お願いします。

○北川委員 養護施設のことをあまりよく分からないので質問させていただきます。

児童養護施設分園型小規模グループケアと小規模の羊ヶ丘さんの方の地域小規模児童養護施設の位置づけの違いというのを教えていただけたらうれしいです。

○事務局（竹山運営指導担当係長） 児童相談所地域連携課運営指導担当係長の竹山です。私からご説明させていただきます。

地域小規模児童養護施設と分園型小規模グループケアの違いになりますが、現在、国の方で、子どもたちをより家庭的な環境の中でということ、より小規模なグループで生活することが国の施策で進められておまして、各児童養護施設様でその施策に基づいた整備を進めていただいているところです。

地域小規模児童養護施設と分園型小規模グループケア、いずれも外から見ると一軒家のような形で、各建物の中でおおむね6人定員の中で生活しているというところでは大きく変わりはありません。

分園型グループケアについては、本体施設、本園の隣接する場所で設置して、まさに分園といった形で設置していただきまして、職員体制なんかも、本園が隣接している関係で、本体施設の職員と一体的に運営するということが可能となっております。

一方、地域小規模グループケアについては、札幌市内とかで整備はいただくのですけれども、本園よりは少し離れた形になりますので、職員さんもその分、独自に配置していただくといったところが大きな違いになってくるかと思っております。

○北川委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤部会長 そのほかご意見いかがでしょうか。

○河内委員 分園になるということは、この6名分は本体施設の定員から削減されるような感

じなのですか。

○事務局（竹山運営指導担当係長） そのとおりです。

○河内委員 あと一つ、さっきショートステイ、6名の中に入る感じの、いわゆる空床になった場合、ショートステイが使えるような感じなのですか。お部屋の数を数えたら6人分あったので、5名入っていたら、あと1人はショートステイで、6名入っていたら、ショートステイ枠は使えないようなイメージですか。

○事務局（竹山運営指導担当係長） 基本的にショートステイが、措置というお子さんを実際に預けるものと事業が別になっていきますので、定員6人の部屋は6人として確保させていただいて、それ以外としてショートステイを預かれる1部屋別に確保していただく、合計7部屋を持つ形になりますね。

○河内委員 資料を見たら、6人分の洋室しかないです。

○事務局（竹山運営指導担当係長） 柏葉荘の方については、1部屋が2人部屋になっております。

○河内委員 SSというのがショートステイなのですね。失礼しました。ごめんなさい。以上です。

○加藤部会長 そのほかご意見いかがでしょうか。
北川委員どうぞ。

○北川委員 簡単な質問です。このショートステイは一時保護も兼ねるという感じですかね。

○事務局（竹山運営指導担当係長） 一時保護はどちらかというと措置とかの、もともと持っている5部屋、6部屋の方で受けていただく形なので、ショートステイ専用室は本当にショートステイ専用の部屋という形になります。

○北川委員 一時保護は定員内だという捉えですね。

○事務局（竹山運営指導担当係長） その認識のとおりです。

○加藤部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見がなければ、原案のとおり、整備計画を承認することでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○加藤部会長 それでは、承認していただけたということで、次の議題に入りたいと思います。議題3を終了いたします。

それでは議題の四つ目、審議事項、次期札幌市児童相談体制強化プランの検討について、事務局からご説明よろしくお願いたします。

○事務局（渡邊地域連携課長） 児童相談所地域連携課長の渡邊です。

続きまして議題4、次期札幌市児童相談体制強化プランの検討についてご説明いたします。資料ですけれども、資料4-1として、次期札幌市児童相談体制強化プランの検討について、別紙1として資料4-2、児童相談体制に関する現状等、別紙2として資料4-3、第3次札幌市児童相談体制強化プランの進捗状況。このほかに参考資料として2点、配付しております。

資料を説明いたします。

このプランについては、昨年8月の第1回部会でご審議をいただきまして、そのときに第3次プランの取組期間を令和8年度まで延長した上で、次期プランの策定を検討することとしていただいております。

次年度の本格的な検討に先立ちまして、第3次プランに基づく取組結果の振り返り、それから児童相談体制に関する現状や課題を確認、次期プラン策定に当たって勘案すべき事項などを踏まえて、本日は、現時点で想定している基本的方向性についてご審議いただきたいと考えております。

資料4-1をご覧ください。ちょっと資料が多いのですが、事前に皆様へデータをお送りしておりましたので、この場では要点に絞って説明したいと考えております。

まず1、次期プランの位置づけ計画期間です。

関係する主な計画としては、第5次さっぽろ子ども未来プランと、それから都道府県社会的養育推進計画として位置づけられている北海道こども計画とがあります。いずれも計画期間の

終期が2029年度、令和11年度でありまして、このタイミングで、児童相談体制強化プランも見直す必要があると考えられますので、次期強化プランは、これに合わせて、2029年度までを重点期間とすることを想定しております。

次に、2の児童相談所における相談対応件数等の推移です。

表とグラフを掲載しておりますけれども、相談受理件数及び虐待相談対応件数は、全国同様、札幌市においても、直近5年間において高い水準で推移しております。

次に、3の第3次プランの取組結果等です。

(1)に取組結果と現状の課題を表にまとめております。時間の都合上、説明は省略いたしますけれども、ここでの課題などを踏まえた次期強化プランの基本的な方向性について、後ほどご説明いたします。

なお、第3次プランの取組結果の詳細な内容は、資料4-3に記載しております。

一旦、ここで資料4-2、別紙1の方をご覧いただきたいと思っております。児童相談体制に関する現状について概要をご説明いたします。

まず、第3次プランでの方向性1として、子どもの権利擁護に関して、1番、意見形成・表明支援事業の実施状況を掲載しております。

本事業は、令和7年3月から児童養護施設において、同じく10月から一時保護所を対象にして、アドボケートによる訪問を開始しております。現状では対象が児童養護施設と一時保護所に限られておりますことから、これまでの取組状況を踏まえて、社会的養護下にある子ども全員が制度を利用できるような体制を検討していくことが必要と考えております。

続きまして、第3次プランの方向性2、地域における相談支援体制の強化に関して、2として、各区における相談・支援体制を掲載しております。(1)にありますように、区家庭児童相談室の人員をこの間、拡大してきております。

また、第3次プラン策定当時からの変更点として、(2)番、こども家庭センターの位置づけがありまして、児童福祉法における「こども家庭センター」の機能を各区に位置づけ、令和8年度には全区に統括支援員である「おやこ支援担当係長」を配置するというようにしております。

今後は、これまでの区の体制強化を踏まえて、要対協や個別ケース検討など、先ほどもご意見いただきましたけれども、地域における相談支援をさらに充実させていく必要があると考えております。

次に、方向性3の専門的相談支援体制に関して、3番として、専門職員等の配置状況及び一時保護の現状を記載しております。

(1)及び(2)のとおり、専門職を配置しており、東部児童相談所の開設後も、これらの職員が専門性を最大限に発揮できるような組織運営を行っていくことが重要と認識しております。

また、(3)一時保護の現状について、全国的に一時保護児童の延べ人員及び延べ日数が増加しており、施設、里親等への一時保護委託の増加率が大きい状況にあります。この点は札幌市においても同様の傾向にあります。特に、一時保護委託における延べ人員及び延べ日数の大幅な増加が見られます。

開放的環境下での養育や、通園・通学等の機会確保などの観点から、一時保護委託を検討することが求められる一方で、一時保護が長期化している傾向にあることから、できるだけ期間を短縮するための取組が必要と考えております。

このほか、この資料には記載しておりませんが、東部児童相談所では、一時保護所のユニット化、個室整備を行い、プライバシーの観点等でよりよい環境となっておりますが、札幌市児童相談所は以前のままでありますので、双方の一時保護所の生活環境に差が生じている点も課題と考えております。

この資料では最後ですけれども、4番の社会的養護体制の現状です。(1)から(4)までにこれまでの実施状況等を掲載しております。

施設の小規模化、地域分散化を進めてきた結果、令和元年度と比較して小規模化された施設の定員数が2倍に増加し、より家庭的な養育環境を担保することができたと考えております。

また、里親支援センターやフォスタリング機関と連携して里親制度を推進してきた結果、第

3次強化プランに掲げた目標値までの里親委託率を達成しております。

里親制度については、家庭的養育の観点から、引き続き推進が求められており、里親支援センターやフォスティング機関の機能整理を含めた検討が必要と考えております。

なお、児童家庭支援センターへの指導委託については、対象とするケースを慎重に検討する必要はあるものの、現状では、十分に推進できている状況にはなく、引き続き積極的な委託を検討していく必要があると考えております。

では、資料4-1の方に戻ります。資料4-1の項目の4番です。次期強化プラン策定にあたり勘案すべき事項です。2枚目の左側の下の方ですね。4番の勘案すべき事項です。

(1)ですけれども、令和7年度の体制変化として、東部児童相談所の開設のほかに、児童相談所のエリアマネジメント推進のため、児童相談所長の職責の一部を分担する北部担当部長を設置し、令和7年度から北区及び東区を北部担当部長が管轄しております。

児童相談所の管轄区域に関する国の参酌基準では、児童相談所の管轄区域内の人口は「基本としておおむね50万人以下」とすべきとされておりますが、資料右上のグラフのとおり、札幌市児童相談所はこの管轄人口を大きく上回っておりまして、北部担当部長の管轄する北区、東区だけを見ても、東部児相と同規模の相談受理件数や虐待対応件数があるといった状況にあります。

次期強化プランの策定に当たっては、市内二所による児童相談所業務運営の開始や、北部担当部長設置の効果や課題を検証し、今後の最適な組織運営体制の在り方について検討していく必要性があると認識しております。

また、東部児相と北部担当部長については、今年度受審した第三者評価において意見を聞いているほか、児童相談職員へのヒアリング等によって、効果、課題を検証しているところであります。

次に、(2)の社会的養育の体制整備に求められる取組ですが、令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえ、代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組などの指標を設定することが示された「都道府県社会的養育推進計画」の策定要領が国から発出されており、各都道府県等において取組を推進することが求められておりますので、次期強化プランにおいては、この視点も踏まえて検討していく必要があります。

これらの内容を踏まえまして、5番ですね。次期評価プランにおける基本的方向性(案)についてご説明いたします。

次期プランの策定に向けた本格的な検討は、次年度からと考えておりますけれども、現時点における取組状況、それから課題、検討事項、勘案すべき事項などを考慮して、大きく四つの方向性で検討したいと考えております。

なお、ここで示しております取組内容は、あくまで例示であります。詳細については、今後の課題検証や庁内議論も踏まえて検討していきますので、本日は、大枠としてのこの四つの基本的方向性についてご審議いただきたいと考えております。

それでは、基本的方向性についてご説明いたします。

まず一つ目が、子どもの権利擁護・社会的養護体制の充実としております。中身として、子どもの権利擁護、社会的養護体制の充実、代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障などの取組を進めたいと考えております。

子どもの権利擁護の推進に当たりましては、開始して間もないアドボケイト制度の充実に向けた検討が必要であることや、子どもの権利に関する理解度を子ども自身から確認できる体制を整備し、取組の充実につなげていく必要があると考えております。

また、家庭的養育の推進や社会的養護経験者への支援という観点から、里親等への委託や、社会的養護自立支援のさらなる推進に向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、第3次プランでは明記していなかった社会的養育推進計画策定要領における、子どものパーマネンシー保障の観点による取組の推進を図る必要などから、基本的方向性として、子どもの権利擁護・社会的養護体制の充実の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして方向性の二つ目として、地域における相談支援体制の強化及び関係機関との連携・支援体制の強化としております。中身として、各区における相談支援体制強化、関係機関との連携・支援体制などの取組を進めたいと考えております。

虐待の未然防止に向けた支援を行うに当たっては、児童相談所のみならず、区も含めた専門性の強化に引き続き取り組む必要があります。

また、地域全体で子どもを支援するという視点では、地域関係機関との連携が重要ですが、東部児童相談所の開設によって、双方の児童相談所の管轄区域が限定されたため、関係機関との連携を深める取組をより一層推進していく必要があることなどから、基本的方向性として検討を進めたいと考えております。

方向性の三つ目は、専門的相談支援体制の強化としております。専門職員の配置・キャリア形成、緊急時における介入体制の確立・適切なリスクアセスメント、人材育成・研修体制の充実、DXの推進などの取組を進めたいと考えております。

東部児童相談所の開設後においても、専門職が専門性を最大限に発揮できる体制を引き続き検討していくことが重要であるということ。また、専門性強化に当たっては、児童福祉司・心理司を指導教育できる職員をしっかりとしていくことが重要と考えております。

加えて、二所体制移行後においても、緊急時における介入体制はしっかりと整備していく必要があります。

さらに、これまで各種人材育成方針を策定してまいりましたが、着実に人材育成を進めていくためには、方針に基づく研修体制を整備していくなど、組織全体として、専門性の底上げを図っていく必要がございます。

このほか、児童相談所が専門性を発揮していくためには、デジタル技術の活用による業務改善を推進していく必要があり、情報連携ツールの充実に向けた検討も必要であることから、基本的方向性として検討を進めたいと考えております。

方向性の四つ目です。組織運営体制の強化・一時保護体制の充実としております。札幌市東部児童相談所開設後の体制も踏まえた組織運営体制の強化、一時保護体制の充実に向けた検討を進めたいと考えております。

これは、東部児童相談所の開設や北部担当部長の設置を踏まえて、札幌市として、最適な組織体制の在り方を検証していきたいということが一つと、もう一つは、一時保護の長期化の課題や、札幌市児相における一時保護所の生活環境改善も含めて、一時保護体制の充実に向けた在り方を検討していきたいと考えております。

なお、これらの四つの方向性に基づく取組は、今後の課題検証等も踏まえて議論するものであることから、現時点においては具体化された個別の取組ではないという点をご理解いただきたいと思っております。

最後に、6番の次期強化プラン策定スケジュールについてご説明いたします。

まず、令和8年5月頃の第1回部会において、東部児相の開設及び北部担当部長設置による効果・課題検証について報告したいと考えております。

また、この後、ご審議いただきます基本的方向性に基づく取組に関する検討事項についても、改めてこちらから提案いたしますので、そのことについてご検討いただきたいと考えております。

その後の策定に向けたスケジュールの全体像についても、確認していただくということを考えております。

その後のスケジュールは、いずれも現時点における想定でありまして、具体的なスケジュールについては、今後の進捗状況に応じて再検討したいと考えております。

資料についての説明は以上です。

次期プランの基本的方向性についてのご審議をよろしくお願ひいたします。

○加藤部会長 ありがとうございます。

次期の強化プランの基本的方向性が示されましたので、何かご質問、ご意見、またはご議論することがあれば、よろしくお願ひいたします。

北川委員お願ひします。

○北川委員 幾つか質問をさせていただきます。

まず、札幌市のお話の中にあつた一時保護がすごく多くて、一時保護所も委託もかなりの件数と聞いています。いろいろな課題があると思うのですが、全国的にも増えているとはいえ、他の市の児相長さんなんかに聞くと、そこまででもないような感じもいたします。川崎

とか横浜。札幌市のその特徴というか、本市のこの子どもの困り感が高いのか、その辺の分析を教えてくださいなと思います。

二つ目は、やはり児童相談所が、東部ができて本当によかったというところなのですが、それだけでは足りない体制について、今後どのように市として考えていくのかという、東区と北区の方ですね、北部担当の部長さんもいらっしゃるのので教えてください。

あと、里親の委託が増えていって、目標を上回っているというのは、本当に皆さんの努力のおかげだと思います。

里親支援センターがまだ1か所しかないの、これは今後どんなふうを考えていくのかということで、今のフォスターリング機関だと、ショートステイが入ると2人でお迎えに行かなくてはいけなくて、お母様のところに行って、里親さんのところに行って、いろいろな情報も必要になったりして、非常に業務が半日くらいかかることがあって、4人中2人がショートステイに取られると、本来業務の方、里親さんへの支援が十分にできない状況なので、より早く里親支援センターがということを考えていただいたらいいと思うのですが、これについても教えてください。

あと、国の方でも、札幌市のこのキャリアラダーというのですか、キャリアのモデルを全国のモデル事業として取り上げた会議があって、そこに出たのですが、本当に全国に誇れるような研修体制をとったと思って、すばらしいと思うのですが、こども家庭ソーシャルワーカーに関して、札幌市としてどんな応援をしているのかということも教えてください。この4点です。

○事務局（森岡東部家庭支援課長） 東部児童相談所家庭支援課長の森岡です。

1点目のことは私の方から説明をさせていただければと思います。

ほかの都市の分析ということで、先日、3月の下旬に私の方で、川崎、千葉、横浜、先行している首都圏の政令市を実際見学させていただきました。私、一時保護所の課長でもあるものですから、一時保護所の現状というものをつまびらかに見たいということで視察の方をさせていただきました。そうしたところ、3都市とも、一時保護所は常に満床状態というか、もうあぶれているという状態になっているということです。

札幌市との大きな違いというのは、札幌市は非常に皆様のご協力で本当にありがたいところではあるのですが、社会資源が、一時保護委託というところをお願いできるところがかなり札幌市の場合はあるということで、川崎市さんとか横浜市さんとか、そういったところから比べると、一時保護所が満床になるところというのは少ないところではあるのですが、ただ抱えている問題としてはやはり同じところはありまして、子どもたちに対しての、やっぱりどんどん、札幌市も令和元年の事件もあったということがありまして、児童相談所というのが非常に認知されている。一時保護率というのは、一時保護所を活用する場合、率というか、そういった件数というのはやっぱり減ってはいかないということもあって、そういったところで課題感はこの政令市も一緒なのかなと考えております。

とはいえ、札幌市も一時保護しているお子さん、先ほどの渡邊課長の説明でもあったとおり、どんどん伸びてきていると。伸びてきている一つの理由としては、行き先がなかなか見当たらないところがあるのですが、こちらとしても、できるだけやっぱり家庭に戻すというところを、その家族再統合というところにさらに力を入れて何とかやっていかなければならないのかな。これは全国共通の課題ではあるのですが、課題感としては政令市全部一緒なのですが、全国的にも全部一緒なのですが、札幌市としてさらにその家族再統合に向けて、これをやっていくためには札幌市の児童相談所が力をつけていくだけではなくて、関係機関と連携をさらに強めて、地域で見えていくというところを何とか強めていきたいなと思っておりますし、我々東部児童相談所としてもそこを踏まえて、先ほどご説明したとおり、関係機関との顔の見えるつながりというのをさらに強化していこうと思っておりますし、札幌市児相の方もそれに合わせて一緒にやっていけたらいいかなと考えております。

○事務局（塩越北部担当部長） 北部担当部長の塩越と申します。どうぞよろしく願いいたします。管轄区域の考え方と、北部についてどうするのかということについて、私からご説明させていただきます。

国のこの政令改正の意味で管轄区域、おおむね50万人というところで明記された意図を考

えると、一つは、当然保護者からすると、身近に児童相談所があれば相談がしやすいと。あるいは、虐待通告があったりとかという現場臨場も非常にしやすいというところ。あともう1点なのですけれども、地域と顔の見える関係づくりがしやすいというところがあると思います。

児童相談所、専門機関ではあるのですが、そういう意味では、若干敷居が高い部分もあったのかなと思うのですが、エリアが小さくなったというところからいうと、児童相談所としても出向いたり、また来ていただいたりというような形で、児童相談所のできることを、あるいは難しいところをお互い理解した意味で、よりよい連携をしていければというところでの政令改正の意図だと思います。

今後、先行して東部児童相談所でいろいろ顔の見える関係づくり、スタートしておりますので、その効果検証を踏まえながら、北部をどうするのかというところは、皆さんと、あるいは庁内議論を進めて整理してまいりたいと思います。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 児童相談所家庭支援課長の湯谷と申します。私の方から里親支援体制の関係について回答させていただきます。

まず、里親支援体制なのですが、令和6年度までは、フォスタリング機関3か所による体制で里親の委託の推進に向け取り組んでいたところだったのですが、今年度、令和7年度に、そのうち1か所、里親支援センターという、より体制の整った施設への移行が認められて、今年度は里親支援センター1か所とフォスタリング機関2か所の3か所体制ということで里親支援に取り組ませていただきました。

また、今年度、それと併せて里親ショートステイも、昨年度まで3区でのモデル実施をしていたのですが、昨年8月に全市に展開をさせていただいたところでございます。

そういったいろいろと機能強化を図ってきたところなのですが、内部の状況をお伝えさせていただきますと、我々としても体制強化に向けて取り組んでいきたいところなのですが、管理部門とのやり取りの中では、実際に里親支援センター1か所ができたということで、まずは里親支援センター1か所とフォスタリング機関2か所の3か所体制について、実際にどういった事業展開であったのかということとしっかりと検証をしてくださいますと査定を受けておまして、来年度は、予算上は里親支援センターに支援員が1人だけ追加される形で査定されております。

それが2年間の暫定措置ということなのですが、その職員の増の部分で実際に来年度の里親支援センターの業務であったりとか、里親ショートステイも実際に全市展開を始めていろいろと忙しくなってきて見直しを必要としているところがありますので、そういったところの効率的な実施方法とかも検討した上で、今後フォスタリング機関を里親支援センターに移行することができるような形について検討を進めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○事務局（森岡東部家庭支援課長） 引き続き東部児相の森岡です。こども家庭ソーシャルワーカーについての児童相談所の取組というところをお答えしたいと思います。

そもそもこども家庭ソーシャルワーカー自体が、皆さんご存じのとおり、子どもに特化した資格というところでつくられたというところがありまして、札幌市児童相談所として今考えているのは、資格も今回そういったものが出来上がったということで非常に大事なものだということで、重宝していきたいと考えているのですが、その方々が活躍できる土壌をつくっていかねばならないなというところがありまして、それをつくるためにはどうしたらいいかということ、先ほどもちょっと私の方も塩越部長の方もお話ししておりましたけれども、その地域で、やはりその関係機関と顔もつながりながら、例えば児童養護施設だったり、こども家庭支援センターであったり、そういったところと、ほかの関係機関とも、児童委員だとかそういった方との顔のつながりを持ちながら、地域でつながれるような、そういった土壌づくりをまずしていかねばならないなというところがありまして、そういった会議を、年間の中でも何度も持てるような、そんな状況というのをまずはつくっていくことが第一と考えておまして、その上で、その資格を持った方々の活躍する場というのをさらに提供していくような形で、まずは土壌づくりをやっていきたくておしておりますので、よろしくお願いたします。

○北川委員 ありがとうございます。

川崎の所長さんが言っていたのは、委託先がないと言っていたので、ちょっと間違えまし

た。札幌市は委託先が多いということで、里親さんも頑張っていると思います。

○事務局（森岡東部家庭支援課長） 川崎の所長、多分女性の所長さんですね。お会いして直接お話ししたのですけれども、川崎はファミリーホームを3か所しか市内にないだとかというお話を、横浜もたしかそれぐらいの数しかないようなお話をされていて、社会資源が少ないというところは、そこは札幌市が非常に羨ましいというお話をされておりまして、これは本当に皆様のおかげによるものだと。本当にありがとうございます。

○北川委員 里親支援センターになるということでお聞きしたときに、里親の数を伸ばすということも検証の中身に入るといってお聞きしたのですけれども、数を伸ばすということも大事だと思うのですね。それは本当に基本的に大事だと思うのですけれども、本来やっぱり里親として、里親会としては、里親さんが家庭で児童保護の役割をしているってすごく大変なことなので、その支援が充実されるということをぜひ検証の中身に上げて、財政の方に言っただけであればうれしいなと思います。

○事務局（湯谷家庭支援課長） かしこまりました。ありがとうございます。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかご意見いかがでしょうか。

お願いします。河内委員。

○河内委員 社会的養護の話聞いていていつも思うのですけれども、これは昔からの歴史というか法律がそうさせているのか、こども家庭庁ができたのでまた違ってくるのかあれですけれども。

僕は、知的障がいの障害児入所に働いて、管理職をしているのですけれども、一切、いわゆる福祉型の障害児入所施設の話が全く出てこないけれども、契約と措置が入り組んでいる施設って唯一障害児入所施設で、障害福祉サービスの契約の方々はもちろん児相さんからの給付ですけれども、もう一つ、措置入所をしているお子さんというものがもちろんいて、知的障がいがあっても、もちろん社会的養護が必要なお子さんである。ただ、うちも委託、一時保護委託を受けています。社会的養護が必要なお子さんがもちろん入所をしている。法律上も児童福祉法に定められたような形で入ってくるのですけれども、悲しいながら、やっぱり虐待、社会的養護となると、障害児入所というのが本当に出てこないですね。令和7年度全国の子ども虐待防止学会もありましたけれども、ほぼほぼ障がい児というのが出てこないところが、やっぱりこのままでいいのかなと思ってしまいます。障がいを持っている社会的養護のお子さんには、社会的養護のアタッチメントの対応プラス、いわゆる発達、知的の、いわゆる発達特性に合わせた支援というのをミックスさせていきながら、かつ小規模化というのも一方でうたわれていますので、小規模化すると空間上も本人たちの情緒が安定するところがあります。

やっぱり社会的養護体制の現状を、別紙1のカウント、施設種別にも障害児入所、札幌市内3か所あります。多分うちの入所施設で措置のパーセントって7割ぐらいを占めていますので、そのうち、道児相ではない札幌市児相さんは半分ぐらいいますので、それを鑑みても、それなり的人数がいるというところと、一時保護も知的、発達が緩やかな方もいるので、その辺りをぜひ、こういう議論をするときに加味していただきたいと思います。どうしてもその部分が、障害福祉サービスとちょっと分けてカウントをされるとどうしても漏れてしまうというところは、何となく理解はできなくはないのですけれども、こども家庭庁、一元化されたというところで、その辺りをぜひぜひお願いしたいところでございます。

その中で、基本の方針の部分で、知的障がいの側からすると、まず一つ、前、道児相の方ともちょっと話したりとか、乳児院の所長さんとも話したのですけれども、一つ、子どもの発達のプロセスで見たときに、どこに措置をするのか。現状は、措置する場所がないからとりあえず措置をするというのは、そんなことを言っているのか分からないですけれども、全然理解できなくはないのだけれども、子どもの発達をプロセスで見たときに、乳児院から知的障がいの施設ってほぼほぼ少ないのです。実は。児童養護施設に一旦措置をされて、児童養護施設の方々はすごく最近、これから先、知的の配慮された施設で育てていった方がいいというところを施設の中ですごくアセスメントをしていただいて、幼少期のころから、いわゆる知的障がいのうちの施設の方に来て、家庭再統合も含めてやっていくのですけれども、その辺りは、も

うちちょっと幼少期のところのアセスメント強化をしていきながら、子どもの発達をプロセスで見たときに、一旦知的障がい施設にいてから児童養護施設に入るとするのは僕はありだと思っておりますし、いろいろな施設種別があったり、高校生からどういうふうに考えていくのかというところもぜひ、考えていくべき社会的養護体制の充実に個々の部分になってくるのかなと思うと、家庭状況だけではなくて、その方の発達特性、知的特性を踏まえた上での子どもの育ちを支えていくような体制というのも含んでいただくということが、やっぱり求められるのかなというのが一つ思っていたところです。

もう一つ、移行支援というのが、15歳以降移行支援をしていかなければいけないというところで、知的障がいの入所施設は求められています。うちも移行支援計画をつくっていて、児相さんともやり取りをしていきながら、最終的に移行していくのですけれども、15歳以降、高校生が不登校になってしまった、じゃあ高校をやめて、その方のいわゆる意思表示からすると、もうちょっと伸び伸びと過ごしたいとなった場合は、どうしても高校を退学して、児者のサービスを転換した上で、グループホーム等就労サービスを使うというふうな転換というのも柔軟に、最近ここ数年はそういうのを柔軟にやらせてもらっているのですけれども、その辺りというところも柔軟にプロセスで考えていくと、特に方向性4の部分になるのか、5の部分になるのかあれですけれども、そういうところでもやっぱり考えていく推進の質的なところのかなと感じていましたので、その部分を、もし考えていらっしゃったら、何かお答えをいただきたいなというところが一つあります。

もう一つ、さっき課長さんから、児相さんのキャリア形成の部分で活躍できるフィールドというところを考えていらっしゃるところだったのですけれども、現場目線から見ると、個々のケースを児相さんと話し合いながら、児相さんの役割と、障害児入所であれば障害児入所の役割を融合した形で、それぞれが共有しながら、それぞれの役割を持って進めて、その子どもと家族を支えているというその包括的な充実感というところは、うちの施設としてはすごく学びになっています。うちの施設で学びになっているということは、きっと児童相談所の職員の方々も、そういう実践力というところは学びになっているのかなと思うので、ぜひその辺りの推進というのもお願いしたいところかな。どっちが上とかどっちが下とかは関係なく、お互いがお互いで一緒にやって最後に酒でも飲めればいいのですけれども、そういう部分ではないのですけれども、一緒にやったというその実感というところはすごく大切にしたいなと思っています。

障害児入所で何か、こういうことを考えているのだというのがもしあれば、教えていただければなと思います。

○事務局（渡邊地域連携課長） ご意見ありがとうございます。

障害児入所との関連については、まだ現時点では、特に具体的なところまで考えておりませんでしたけれども、この後また具体的な取組を提案するに当たって、障がい部門とも協議をした上で、ただいまのご意見を基に、何か取り組めることがあれば検討、提案したいと思っております。

○北川委員 国の、たしか策定要領の中の最後の方に、障害児入所のことも入れていただいた気がします。道の方も、ちょっと今覚えていないのですけれども、同じように入っているような気がしますので、全く無視されているわけではないという感じがいたします。

○加藤部会長 ありがとうございます。とはいえ、札幌市の方には入っていなかったということですので、後々ですけれども、検討していただけるといいのではないかなと思います。

○北川委員 都道府県と札幌市って同じ策定要領なのですね。社会的養育推進計画。

○事務局（渡邊地域連携課長） 社会的養育推進計画の要領の中にも、障害児入所施設における支援という項目がございますので、それも踏まえて、検討したいと思っております。

○加藤部会長 河内委員の意見としては、この策定プランの中にも触れてほしいというご意見。

○河内委員 そうですね。札幌市さんからのこの国の部分を調べて資料を作成されていたりとか、統計を取っていらっしゃるとは思うのですけれども、その中にも、社会的養育のお子さんの部分で、障害児入所にもいるんだよというところが、何となく資料を読むだけだと含まれていないのかなという実感があって、ただ国の文書等には、障害児入所の推進であったり社会的

養護の推進の中に、障害児入所施設の役割というのは絶対的にあるよねということは、文章上は載っているのですが、どうしてもこういうまとめの紙を見ると、障がいのあるお子さんって考えていらっしゃるのかなと思ってしまう部分があるので。ちょっと見えなかったというところがあります。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかご意見いかがでしょうか。

赤坂委員お願いします。

○赤坂委員 議題の1でも出ささせていただいたのですが、ちょっとしつこいようなのですが、方向性の2の関連と方向性の3の関連の部分であるかなと思うのですが、児家センに対する指導委託の推進というのは、ずっと永遠に長い間あるテーマだとは思いますが、ただ、児家センの職員も入れ替わりがあったりとか、新旧交代があったりとか、今まで体験していないような相談ケースに出会うことも結構あったりとかしています。

そういった中で、ショートステイの入り口として児家センを置くことが結構多いかと思うのですが、その中でもショートステイをしてほしいと言ってくる先は、児童相談所の場合はある程度お話を通じる部分があったりとかしますけれども、区役所経由で来ると、私が来た最初のときは、保育所関係の担当の方が照会をかけてくるので、その子どもの背景とか家庭の状況とか、そういったことがなかなか分からないままショートステイを依頼されてくる。それでショートステイを受けたときに気づいたところをフィードバックするのですが、その情報自体がどういう意味を持っているのか、ご理解されているかどうか分からないというような状況が結構あったりとかして、悶々とする部分があったりとかします。

そういった部分で考えていくと、ショートステイの窓口、ちょっと小さい話ですが、そういった部分もこども家庭センターの部分である程度責任を持って、包括的に受け止めてほしいなという部分があって、やはり児家センの部分でも大なり小なり心配な家庭の情報というのをつかまえていくのですが、結局児家センの場合は、親御さんの思いから話を受けるという形で、それが客観的な情報かどうか分からないというところがあって、その裏づけを知りたくて、本当にお母さんそういう思いで言っているのか、それとも、もっとほかに子どもの権利侵害的なことがないのかとか、そういったことも疑われる部分が出てくるケースもあるかと思えますので、そういった部分で考えていくと、こども家庭センターの体制強化ということはしっかりしていただいて、そこに行けばある程度ケースのトリアージしてもらえるような形の仕組みになってくると、地域でそういった子どもを支援している機関としてはちょっと安心なのかなという部分と、やはり先ほど言ったとおり、外側にある、北川委員もおっしゃっていましたが、子どもに関係する機関の研修とか、そういった部分の強化ということを併せてお願いしたいと思っています。

あともう2点、恐らく今後のエリアの関係でいけば、先ほど北部の部長さんからのご回答もありましたけれども、方向性の4の1のところ、今後、そういった北区の部分の強化ということを進めていくことは、検討していくという今の段階だという認識でよろしいのですよねということがもう1点です。

あともう1点、一時保護体制の充実ということで、どうしてもハード面とか、子どもの人数の話になりがちですが、やはり社会的養護をやっていくと、初めに会う、比較的と言ったら失礼ですが、常識的な大人というのがやっぱり児童相談所の一時保護の職員というところは大きいかと思うのですよね。子どももある程度、いわゆる一般的でない世界観とか人生観を持って入ってくる子って結構多いかと思うのですが、そういった中で違ったような価値観を与えていくという職員の部分というのは、一時保護の機能を中心とした部分なので、いわゆるそのハード面とか数の面ではなくて、もうちょっと技術的とか、1番のアドボケイト体制とも関係するかと思うのですが、子ども主体にどうやって子どもを支援していくのか。ただ緊急一時保護するだけではなくて、行動観察の中にもそれなりに子どもの困り感とか、子どもがどういう状態にあるのか、あと子どもが自分自身である程度方向性を考えていかないといけないということが出てくると思うのですが、それに対してどうやって、それこそ一時保護の職員がアドボケイト、児童相談所の職員がアドボケイトしていくのかということ、アドボケイトとか支援していくのかということをしつこくやっていくような研修体

制というか、そういったことをしていただけると、そのバトンをいただける社会的養護の部分でいけば、かなり心強いなと思っていますので、それについて深めていっていただきたいなと思っています。

以上です。

○事務局（渡邊地域連携課長） ありがとうございます。

区の職員のショートステイの受入れに当たっての部署であったりですか、あと一時保護所の職員に対する研修というところ、ご意見いただきました。プランの中に書き込む部分もあるかと思いますが、実際に我々がそれに取り組んでいる研修の中でもそういった視点を盛り込みながら、すぐにできるところもあると思いますので、そういったことを取り組んでいきたいと考えております。

北部に関しては、まだちょっとこの後の庁内議論等もありますけれども、こういった形が最適かということ、今回担当部長が言ったことの検証も含めて、今後の検討というふうに考えております。

以上です。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかご意見どうでしょうか。

おおむね50万人以下というのがちょっとよく分かっていなくて、50万人以下となっていると、以下に注目すると、やっぱりちょっと超えてしまっているの、積極的にもっと、東部児相ができてすぐ言うのもなんですけれども、新しいプランを考えなければいけないのかな。でも、おおむねと言われてしまうと、大体満たしているのかなと考えるのですが、この辺りは札幌市はどういうふうに、我々もどう考えればいいのか。お考えがあったら教えてもらってもいいですか。

○事務局（渡邊地域連携課長） 我々児童相談所としては、やはり管轄人口、おおむね50万人というところを、表でも示しておりますように、今現在、北部と合わせると130万人近くいますので、これはおおむね50万といっても大きく上回っておりますし、規模としては、やはり何らかの形で、今、北部担当ということでエリアマネジメントしていますけれども、規模として大きいと認識しておりますので、これを今の状況の中で、こういった形で、今の東部児相のようにフルスペックのものがつくれるのかどうかですとか、組織の中で二所体制のような形にするのかですとか、幾つかの考え方はあるかと思っていますので、その辺りを整理した上で、5月以降、提案したいと考えております。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかご意見いかがでしょうか。

○事務局（宮本児童相談所長） いつもお世話になっております。札幌市児童相談所長の宮本でございます。皆様、非常に忌憚のないご意見、アドバイスをいただき感謝を申し上げます。いただいたご質問やご意見に対して少しだけ補足をさせていただければと思って挙手をさせていただきました。

まず、一時保護所に関しましては、やはり満床状態が経年的に続いているということと、1人の児童の一時保護期間が長期化しやすいという課題がございます。これはほかの政令指定都市の状況も同様ということで先ほどもお話をさせていただきましたけれども、一時保護に関しましては、今年度といいますか、令和7年6月から、法改正がございまして、（一時保護開始時の）司法審査が導入をされております。保護者の同意がない場合の一時保護に関して、児童相談所が裁判所に審判を仰ぎ、この一時保護の妥当性を判断していただいた上で、子どもを保護するというような流れになっております。我々としましては、やはり家庭の中で子どもの安全が守られていないという判断に立ったときには、迷わず、迅速に子どもを保護する、まずは保護をするというスタンスで行ってございまして、保護者の同意がなく一時保護をした場合にも、裁判所の審判で却下をされた件数は0件ということになっておりますので、適切な一時保護ができていものと考えているところでございます。

一方、一時保護児童の保護期間の長期化という部分につきましては、先ほど河内先生の方からもお話ありましたが、やはり発達特性の強いお子さんなどについて、虐待などが原因で保護をして家庭に戻せない、あるいは保護者が、やはりこの子を家庭で見るのが難しいとなった場

合の行き先が、非常に少ないというのが現状でございます。強度の行動障害を持っているお子さんですとか、何とかいろいろな施設の方をお願いをして、麦の子会さんもそうですけれども、見ていただいているというような実態がございまして、受け皿の拡充というのは、私たちとしても非常に課題感を持っているところであります。

ただ、児童相談所が主体になってそこをどう増やしていくかというのは、ちょっと厳しい部分もあるのかなと思っているのですけれども、次期プランの中の課題の一つとして、そういった視点も取り入れていく必要があるなどということを改めて考えさせられた次第です。

それから、赤坂委員から研修のことについてご意見をいただいておりますが、今現在も、地域の子どもに関わる関係機関、例えば保育所、これは認可、認可外を含めてですけれども、職員を対象に、虐待に関する基礎的な研修会をさせていただいたりですとか、あと教員の方に対しては、児童相談所に配置されております教員が講師となりまして、児童相談所の役割ですとか連携の仕方、そして、基本的な児童虐待に関する知識などについての研修会などを行っております。

また、地域の方々に対しましては、出前講座のような形で、要請があった場合にこちらから出向き、虐待の早期発見の協力をお願いをしたりですとか、やはり地域の中の関係者として我々が一番頼りにしていますのが、民生委員さんや児童委員さん、主任児童委員さんなどになりますので、そういった方たちの会議の場を活用させていただいて、児童相談所の役割、繰り返しになりますけれども、虐待のことに関してお話をさせていただくということも行っているところであります。

こういったことは、やはり人が入れ替わっていくということがございますので、終わりがないといえますか、継続的に内容も充実をさせながら続けてまいりたいと考えているところで

す。

それからアドボカシーに関しましても、やはり権利侵害を受けて一時保護されているという子どもたちを、我々は一時保護所の中でお預かりするということがございますので、まずはその職員が、子どもの権利擁護に関してきちんとした理解といえますか、そういう意識を高く持つということが非常に重要だと思っておりますので、そういった観点での職員の育成などについても引き続き努めてまいりたいと思っております。

いろいろ貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

長くなりましたが、以上です。

○北川委員 今の所長さんのお話、本当にもっともだと思って聞いていたのですけれども、この別紙の資料の中で、やっぱりその受け皿というところが本当に課題だというのは、私たちもすごく感じております。

別紙の最後の(2)の札幌市内の施設の定員、児童数のところで、やっぱり児童心理治療施設が、定員において実際の子どもたちを本当に受け入れるのが大変だということも分かるのですけれども、やっぱりここをどう機能していくかを、お医者さんもいらっしゃいますし、こちら辺を本格的に考えていくということと、よく児童精神科の先生とお話すると、やっぱり入院の病棟が少ないというか、そういうお子さんが入院できるには保護室みたいな、そういうところが必要なだけでも、そこがいつもいっぱい待機待ちということになりますので、この児童心理治療施設と、それから児童精神科の入院について抜本的にやっぱり考えていかないと、受け皿がなくて一時保護所がいつも大変ということになるのではないかなと思いますので、この部会として、委員として意見いたします。

○加藤部会長 そろそろお時間になったのですけれども。

たくさん意見をいただきました。全部繰り返すことはできないのですけれども、多分大きく言うと、一つは障害児入所の視点と、それからもう一つはソフトの面ですね。研修とか知識面とか、それから支援面の知識をどう構築していくかということ。それから最後に出た受け皿の問題で、今日はあまり委員から意見がなかったのですけれども、学校をどう支援していくかということも、大変困られている現場もあって、そこが機能していないと、結局、家庭に戻っても結構大変な思いをしますと思いますので、その受け皿というので医療と教育と大きな面で見ていただいて、その辺りの視点も入れた上で、今日のこの支援プランというのを引き続き検討していただけるといいのではないかなと思います。

それでは、次期児童相談体制強化プランの策定について検討を進めていくということで、お認めいただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤部会長 ありがとうございます。

それでは、議題4を終了します。

ここで1回休憩を取らせていただきたいと思います。

5分間休憩を取りたいと思いますので、とはいえ、時間の都合もありますので、30分から、3分しかないですけれども、再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

(休 憩)

○加藤部会長 それでは時間が過ぎていきますので、再開してもよろしいでしょうか。

それでは、冒頭に事務局から説明があったとおり、これから審議する五つ目の議題については非公開とすることについて、事務局から趣旨のご説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 家庭支援課長の湯谷でございます。

議題5につきましては、公正かつ中立な審議を担保しまして、個人情報及びプライバシーを保護する観点から、非公開で行うべきものと考えております。

なお、非公開の審議が決定した際は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第6条第1項第5号に基づき、審議内容について守秘義務を負うこととなります。これは委員の職を退いた後も同様となりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○加藤部会長 ただいまのご意見を受けて非公開ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤部会長 それでは、以降の審議は非公開としますので、傍聴されている方はいらっしゃいませんよね。

それでは議題の五つ目審議事項里親の認定について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(非公開のため省略)

○加藤部会長 委員の皆様から質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がなければ、原案どおり里親の認定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤部会長 それでは、これで議題5を終了いたします。

本日、予定していた議事、報告事項は全て終了しましたので、事務局の方にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（渡邊地域連携課長） 皆様、本日は長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議児童福祉部会を終了させていただきます。